

平成30年2月1日

豊都計審議案1 資料第2号

東京都市計画駐車場整備地区の変更（豊島区決定）

都市計画池袋駐車場整備地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 132ha	区 域 名 池袋駐車場整備地区 区域内町名 上池袋二丁目、東池袋一丁目、東池袋二丁目、東池袋三丁目、東池袋四丁目、南池袋一丁目、南池袋二丁目、南池袋三丁目、西池袋一丁目、西池袋二丁目、西池袋三丁目、西池袋五丁目、池袋一丁目、池袋二丁目、池袋本町一丁目及び目白二丁目各地内

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

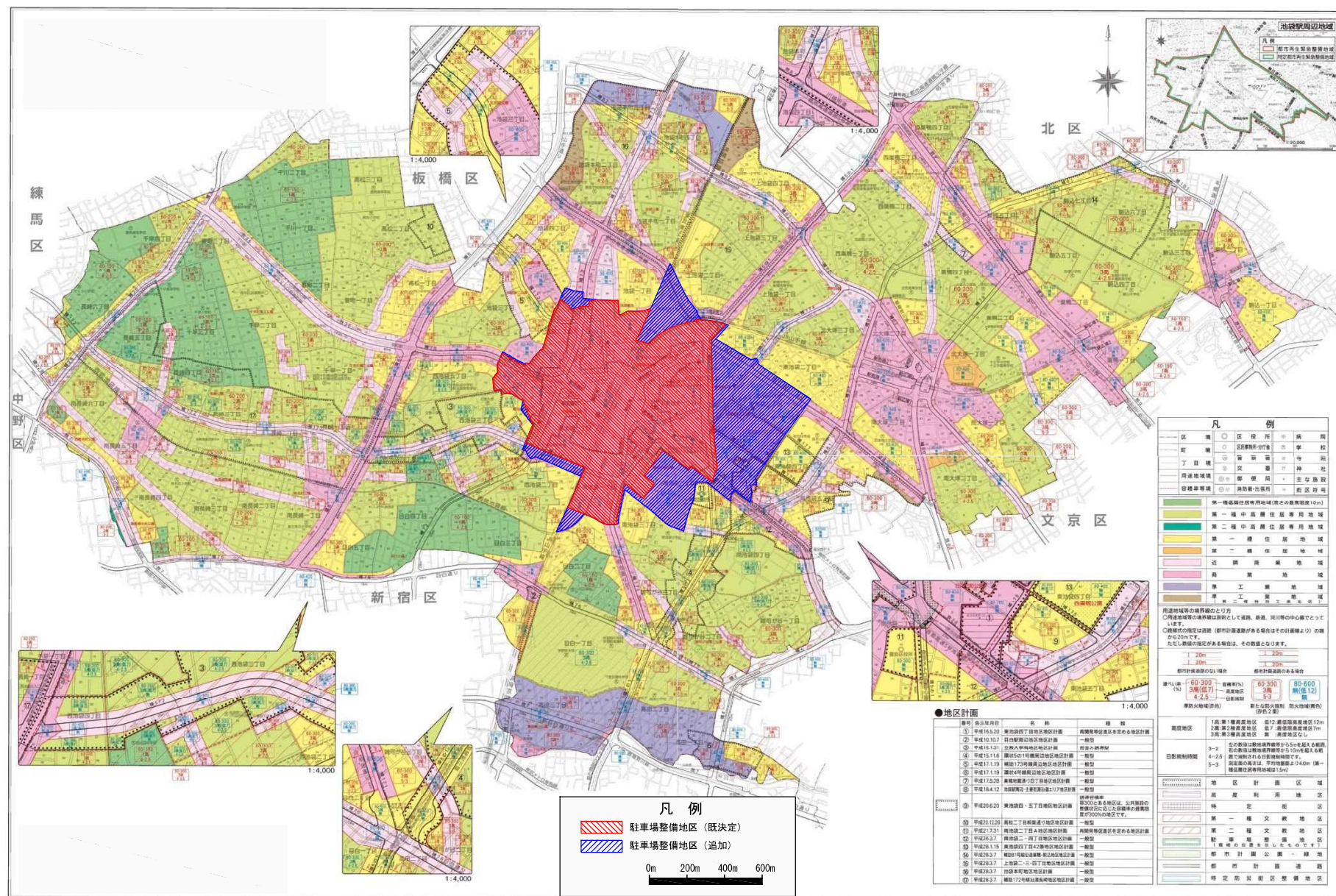
理 由

池袋駅周辺地域が特定都市再生緊急整備地域に指定されたことや用途地域や土地利用の変化などを踏まえ、総合的かつ計画的な駐車対策の推進を図り、円滑な道路交通を確保するとともに、都市機能の向上を図るため、駐車場整備地区の変更を行う。

変更概要は次のとおりである。

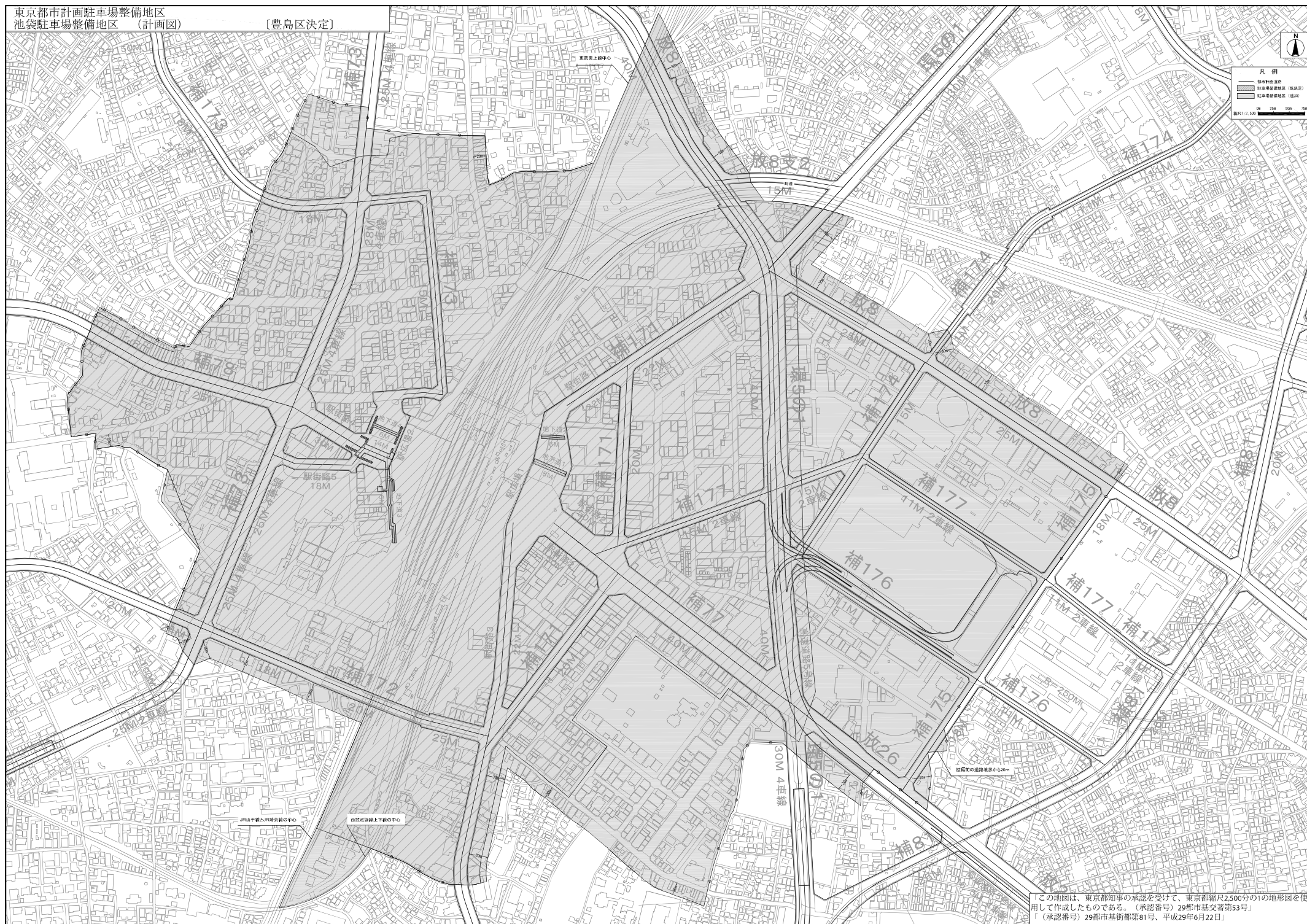
区域名	変更事項
池袋駐車場整備地区	区 域 面 積 約 88ha ⇒ 約 132ha 区域内町名 東池袋一丁目、東池袋二丁目、東池袋三丁目、東池袋四丁目、南池袋一丁目、南池袋二丁目、南池袋三丁目、西池袋一丁目、西池袋三丁目、西池袋五丁目、池袋一丁目及び池袋二丁目目各地区内 上池袋二丁目、東池袋一丁目、東池袋二丁目、東池袋三丁目、東池袋四丁目、南池袋一丁目、南池袋二丁目、南池袋三丁目、西池袋一丁目、西池袋二丁目、西池袋三丁目、西池袋五丁目、池袋一丁目、池袋二丁目、池袋本町一丁目及び目白二丁目各地内

東京都計画駐車場整備地区
池袋駐車場整備地区 総括図



東京都計画駐車場整備地区
池袋駐車場整備地区（計画図）

〔豊島区決定〕



「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。（承認番号）29都市基交字第53号」
「（承認番号）29都市基街都第81号、平成29年6月22日」

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画駐車場整備地区 池袋駐車場整備地区

2 理 由

池袋駅及び東池袋駅周辺は、「豊島区都市づくりビジョン」において、首都機能の一翼を担う商業、業務、芸術、文化、交流、娯楽、情報発信など多様な都市機能の高度な集積により、国内外の人々から選ばれる国際性の高い拠点の形成を図ることとしている。また、交通に関する都市づくり方針では、安全で快適な歩行者空間の創出を目標とし、駅前広場の歩行者空間の拡大や駅から連続する歩行者優先の道路の整備、共同荷さばき駐車場の確保、フリッジ駐車場の整備等を進めるとしている。

平成27年7月には、池袋駅周辺地域が特定都市再生緊急整備地域に指定され、民間による開発が進むことにより駐車需要の増大が見込まれること、また、現在においても路上駐車や貨物車による路上荷さばきなどの課題を抱えていることから、公民の適切な役割分担の下、これらの課題に適切に対応することが求められている。

一方で、現在の池袋駐車場整備地区は都市計画決定された昭和37年4月以降、約50年が経過し、用途地域や土地利用が大きく変化している地域が見られ、駐車場整備地区の範囲と、一体的な駐車対策を講じるべき地域が一致していない箇所が見られる。

このような背景の下、総合的かつ計画的な駐車対策の推進を図り、円滑な道路交通を確保するとともに、都市機能の向上を図るため、駐車場整備地区の区域の見直しを行い、約132haヘクタールに変更するものである。